



不当労働行為事件 中労委命令取り消し訴訟

東京地方裁判所631号法廷にて
「人証」を求め、本人の証人尋問が決定！（第5回期日）



「ジェイアールバス関東不当労働行為事件中労委命令取り消し訴訟」は第5回期日を迎え、証拠書面の確認をし、裁判長から原告の本人のみに証人尋問をおこなう旨が示されました！
訴訟団3名の尋問とはならなかったものの、私たちのたたかいが大きく前進しました。
次回期日に向け、粘り強く奮闘する原告訴訟団をこれからも全組合員で支えていきましょう！！

あの時、職場で起きた真実を次世代に伝えていこう！

次回「第6回期日」

日時:2024年 6月13日(木)15:00開廷

場所:東京地方裁判所709号法廷